平成２５年（フ）第３３８号
千葉県成田市三里塚261番地５
債務者　下津　啓子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３３９号
千葉県富里市御料1005番地９
債務者　吉田美惠子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３４０号
千葉県富里市十倉130番地99　サンビレッジ105
債務者　吉田　忠宏
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３９８号
高知市一宮中町１丁目８番20号　ソシアドミールＡ棟102号
債務者　門脇　匡哉
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４０５号
高知市重倉161番地７　小坂ハイツ105号
債務者　渡辺　絹惠
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１号
高知県香南市赤岡町701番地　中浜団地１棟402号室
債務者　小笠原理香
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４号
鹿児島県霧島市隼人町小浜276番地
債務者　長友　茂次
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
埼玉県越谷市大字恩間416番地５
債務者　細井加代子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４号
群馬県藤岡市上大塚69番地５　アムール藤岡Ｂ―103
債務者　栗原　厚子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４号
埼玉県入間市大字南峯657―３　関東名鉄急配株式会社寮内17号、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根3954番地８
債務者　齊藤　晴彦
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９号
埼玉県入間市高倉２丁目２番10号　エクシード入間205、前住所埼玉県入間市豊岡１丁目８番　２―316号
債務者　阿部さゆり
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０号
埼玉県日高市下鹿山494　こま川団地１―32―203、住民票上の住所埼玉県日高市大字楡木100番地２
債務者　清水　正男
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３６号
埼玉県坂戸市伊豆の山町50番地４　エルディム願成201号室
債務者　岩崎　正志
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４号
神奈川県小田原市浜町２丁目14番18号　津田アパート２号室
債務者　小林　和代
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3631番地の６
債務者　田邉　綾子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４７４号
愛知県西尾市永楽町６丁目73番地
債務者　テシマエクステリアこと　手島　高広
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１号
盛岡市境田町６番29号
債務者　大平　　誠
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部